

4. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところである。

子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、地域組織の行うこうした活動のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などについて、より一層の推進に努められたい。

5. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

「子ども・子育て応援プラン」において、これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会を持ち、生命の大切さや家庭の役割等についての理解を深めることが重要との観点から、「乳幼児とふれあう機会の拡大」を図ることとし、21年度までの具体的目標として「すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進」することとしている。

厚生労働省においては、市町村におけるこうした取組を推進するため、「児童ふれあい交流促進事業」を、また、都道府県において協議会等を設置するための「児童ふれあい交流支援事業」を実施しているところであり、こうした事業の活用も図りながら、更なる取組の推進をお願いしたい。

なお、平成17年度に厚生労働省と文部科学省が共同で実施した調査によると、こうした取組を実施している児童館は全体の29.3%となっているが、今後新たに事業を実施するに当たっての参考とするため、(財)児童健全育成推進財団において「児童館のための中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業Q&A」を作成し、本日参考のため配布することとしたので、各地方自治体におかれては、こうしたヒント集を活用するなどして、特に未実施の児童館における取組の推進に努めていただきたい。

6. i-子育てネットによる情報提供について

全国の放課後児童クラブ情報を含む子育て支援関連情報等については、(財)こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」において幅広く提供しているところであるが、放課後児童クラブ情報の内容を見ると、詳細データが入力されていない、情報が更新されていない、新設の放課後児童クラブの情報が入力されていないなどの状況が見受けられるところである。インターネットによる最新情報を提供する必要性は高いと考えており、また、本年4月から実施される「放課後子どもプラン」への国民の関心も高いことから、利用者に対する適切な情報提供ができるよう、定期的な情報の更新にご配慮願いたい。

また、本年度中に、児童館における様々な取組事例や母親クラブの活動事例などの紹介を掲載する予定であるので、児童館運営等において参考にされたい。

7. 児童育成事業等推進事業について

本事業については、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象として、事業費の10/10相当(上限あり)を補助するものであり、詳細については、近日中に、平成19年度児童育成事業推進等対策事業の事前協議についての通知を発出する予定である。

来年度においても、優先採択事項をお示しし、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組む都道府県、市町村が実施する創意工夫のある先駆的な事業などをその対象とする予定である。

(関連資料11(192頁))

なお、18年度と同様に事業評価書の提出を求め、対費用効果や次年度以降の取組に活かされた点等も考慮に入れ、十分審査し採択するかを決定することとしているので、ご承知いただきたい。

また、本事業については、都道府県及び市町村において積極にご活用いただき、子どもの健全育成や地域の子育て支援に資する取組を全国的に展開いただきたいと考えているが、特に市町村において、本事業について認識していないなど、周知が徹底されていない状況が見受けられるので、都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底を行っていただくようよろしく願いたい。

8. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 児童虐待等への対応について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められている。

こうした中、児童虐待の防止に大きな役割を果たすことが期待されている市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）についても、民生委員・児童委員、主任児童委員が積極的に参画するとともに、児童相談所と常に連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握するため、研修などの様々な機会を通じた取組を図っていただきたい。

また、平成19年度予算（案）においては、児童虐待の発生予防の観点から、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（次世代育成支援対策交付金）を実施することとしているが、「児童委員の活動要領の改正について」（平成16年11月8日付雇児発第1108001号）の別添においても、妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言のほか、児童虐待への取組として子育てに関する相談に応じていることから、本事業における民生委員・児童委員、主任児童委員の積極的な活用をお願いしたい。

(2) 個人情報の取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

しかしながら、一部の地方自治体においては、個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても、情報提供に慎重となるあまり、必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。

こうしたことから、各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いしたい。

あわせて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対する活動に必要な情報の提供について、別途、通知することとしている。

(3) 一斉改選について

平成19年12月1日には、3年ごとの民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われる。ついでには改選に際して、児童福祉に理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段のご配慮をお願いしたい。

9. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成18年9月1日～10月31日にかけて、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマに児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、5,072作品の応募があり、主催者で選考した結果、次の作品を平成19年度児童福祉週間の標語と決定した。

「見つけよう みんながもってる いいところ」
(松堂一成さん 10歳(沖縄県)の作品)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管下市区町村への周知及び啓発事業・行事等に活用をお願いしたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

平成18年度においては、児童福祉週間が制定されて60年の節目に当たることから、従来行われてきた週間中の行事のほか、60周年記念広報・啓発ポスターの作成や、児童健全育成の拠点である児童館活動の一層の周知を図ることを目的とした「全国児童館フェスタ2006」を東京、京都をはじめ、全国の主要地域(39会場)で開催したところである。

平成19年度においても昨年度同様、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマとして、子どもたちが自ら企画運営を行って事業展開をしていくといったような自主運営型の取り組みを構築・支援していくこととしているが、各地方自治体においても、各種の啓発事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的喚起を図られたい。